

議案第 3 号

鳥取県立博物館協議会委員の任命について

鳥取県立博物館協議会委員の任命について、別紙のとおり提出します。

平成 2 2 年 2 月 9 日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

(別紙)

鳥取県立博物館協議会委員名簿(案)
(任期:平成22年4月1日~24年3月31日)

氏名	団体名及び職名	区分	備考
井上昌子	元私立幼稚園教諭 (社)ガールスカウト日本連盟鳥取県支部副支部長	学校教育	再任
田中美智子	米子市連合婦人会会長	社会教育	再任
美田耕一郎	鳥取県子ども会育成連絡協議会副会長		再任
星見清晴	湖山西地区公民館長 元鳥取市歴史博物館長 元公立中学校校長		再任
前田宣子	米子市立山陰歴史館運営委員会委員		再任
西浦公子	東部地区家庭教育相談員連絡協議会代表	家庭教育	新任
小玉芳敬	鳥取大学地域学部准教授	学識経験	新任
永松大	鳥取大学地域学部准教授		再任
井島真知	林原自然科学博物館展示普及部エディター		再任
福嶋敬恭	彫刻家、京都市立芸術大学名誉教授		再任
喜久山悟	鳥取大学地域学部准教授		再任
森口まどか	美術評論家		再任
岸本覚	鳥取大学地域学部准教授		再任
霧理恵子	吉備国際大学社会学部准教授		再任
高田健一	鳥取大学地域学部准教授		再任

博物館協議会にかかる根拠法令

博物館法（抄）

（博物館協議会）

第22条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

鳥取県立博物館協議会に関する条例（抄）

（設置）

第1条 博物館法第22条の規定に基づき、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会を置く。

（定数）

第2条 協議会の委員の定数は、15人以内とする。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（解任）

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であってもこれを解任することができる。